

# 試験検査成績書

第 G306-89 号  
平成 25 年 6 月 18 日

様

平成 25 年 6 月 12 日  
ご依頼を受けました検査結果は、  
下記のとおりです。

環境計量証明事業所 静岡県公認登録第148の6号  
食品衛生法登録機関 厚生労働省発東海厚第0222001号  
水道水水質検査機関 厚生労働省登録第126号  
建築物飲料水水質検査業 静岡県水第1号

株式会社 静環検査センター

静岡県藤枝市高柳2310番地  
TEL 054-634-1000 (代)

|          |   |
|----------|---|
| 試料名      | ナチュラルミネラルウォーター  |
| 採取年月日：時刻 | —   |
| 特記事項     | 製造日：平成25年6月12日<br>施設名： 山梨県甲州市境山竹森2810-3<br>測定日：平成25年6月14日 |

| 検査項目             | 単位    | 結果     | 検出限界 | 検査方法 |
|------------------|-------|--------|------|------|
| 放射性セシウム(セシウム134) | Bq/kg | 検出されない | 0.9  | *    |
| 放射性セシウム(セシウム137) | Bq/kg | 検出されない | 1.0  | *    |
| 放射性セシウム(合計値)     | Bq/kg | 検出されない | —    | *    |

\*食品中の放射性セシウム検査法(平成24年3月 厚生労働省医薬食品局食品安全部)

注)検出限界とは、測定器が検出可能な最小濃度です。